(c) 合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。
(d) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。
2 小委員会は、両締約国間で別段の合意をする場合を除くほか、合同委員会の会合の際に会合する。
3 (a) 小委員会は、討議される問題に関連する必要な専門知識を有する両締約国政府の代表者から成る。
(b) 小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。
4 小委員会の活動は、両締約国の監督当局の間の現在又は将来の関係であって、当該監督当局の権限の範囲内におけるものに影響を及ぼすものではない。

附属書七（第六章関係）　電気通信サービス

第一条　適用範囲及び定義

1 この附属書の規定は、電気通信サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置について適用し、及び自国の国内法令に規定する放送サービスに影響を及ぼす締約国の措置については、適用しない。
注釈1 「電気通信サービスの貿易」は、第四十四条(t)の定義に従うものと了解する。
注釈2 この附属書の第二条から第八条までの規定は、基本電気通信サービスについてのみ適用する。
注釈3 日本国については、「放送サービス」には、サービス貿易一般協定のサービス分野分類表（MTN・GNS―W―一二〇）に基づく「ラジオ及びテレビのサービス」及び「ラジオ及びテレビの放送サービス」を含む。
2 この附属書の規定の適用上、
(a) 「不可欠な設備」とは、次の(i)及び(ii)の要件を満たす公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスに係る設備をいう。
(i) 単一又は限られた数のサービス提供者によって専ら又は主として提供されていること。
(ii) サービスの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと。
(b) 「主要なサービス提供者」とは、次のいずれかの結果として、基本電気通信サービスの関連する市場において、価格及び供給に関し、参加の条件に著しく影響を及ぼす能力を有するサービス提供者をいう。
(i) 不可欠な設備の管理
(ii) 当該市場における自己の地位の利用
(c) 「公衆電気通信の伝送網」とは、伝送網の定められた終端地点の間での電気通信を可能とする公衆電気通信の基盤をいう。
(d) 「公衆電気通信の伝送サービス」とは、締約国が公衆一般に提供されることを明示的に又は事実上要求している電気通信の伝送サービスをいう。当該伝送サービスには、特に、顧客が提供する情報を二以上の地点の間で、当該情報の形態又は内容の終端における変更を伴わずに、実時間で伝送することを典型的に行う電信、電話、テレックス及びデータ伝送を含む。
(e) 「規制当局」とは、この附属書に規定する事項に関連する規制に係る任務を委託されている機関をいう。
(f) 「電気通信」とは、電磁的手段による信号の送信及び受信をいう。

第二条　競争条件の確保のためのセーフガード

1 各締約国は、単独又は共同で主要なサービス提供者であるサービス提供者が反競争的行為を行い、又は継続することを防止するために適切な措置を維持する。
2 1に規定する反競争的行為には、特に次の行為を含む。
(a) 反競争的な内部相互補助を行うこと又は不当な競争を生ぜしめるような態様でサービスの価格を決定すること。
(b) 競争者から得た情報について反競争的な結果をもたらすように利用すること。
(c) 不可欠な設備に関する技術的情報及び商業上の関連する情報であって他のサービス提供者がサービスを提供するために必要なものを当該他のサービス提供者が適時に利用することができるようにしないこと。

第三条　相互接続

1 この条の規定は、サービス貿易一般協定に基づく各締約国の特定の約束に係る表において特定の約束を行った範囲において、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスを提供するサービス提供者との接続であって、一のサービス提供者の利用者が他のサービス提供者の利用者と通信し、又は他のサービス提供者によって提供されるサービスへアクセスすることを可能にするものについて適用する。
2 各締約国は、主要なサービス提供者が伝送網の技術的に実行可能ないかなる接続点においても相互接続を提供することを確保する。主要なサービス提供者が提供する相互接続は、次の要件を満たすものとする。
(a) 差別的でない条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金に基づき、自己の同種のサービス、提携していないサービス提供者の同種のサービス又は自己の子会社若しくは提携する会社の同種のサービスに提供する品質よりも不利でない品質によって提供されること。
(b) サービス提供者がそのサービスの提供のために必要でない伝送網の構成部分又は設備に対して当該サービス提供者が支払をする必要がないように十分に細分化された、透明性のある、かつ、経済的実行可能性に照らして合理的な条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金（原価に照らして定められるもの）に基づいて適時に提供されること。
(c) 要請がある場合には、必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われることを条件として、利用者の多数に提供されている伝送網の終端地点以外の接続点においても提供されること。
注釈 日本国については、この2、3及び6の規定は、不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者についてのみ適用する。
3 主要なサービス提供者の不可欠な設備と円滑に相互接続するための実際的又は実行可能な代替方法がない場合において、物理的に可能なときは、各締約国は、主要なサービス提供者が自己と相互接続する他のサービス提供者に対して次のいずれかのことを認めることを確保する。
(a) 主要なサービス提供者の建物内に、相互接続に必要な設備であって、当該他のサービス提供者のものを設置すること。
(b) 主要なサービス提供者の建物内、とう道又は管路に、相互接続に必要な回線設備であって、当該他のサービス提供者のものを設置すること。
4 各締約国は、主要なサービス提供者との相互接続に適用される手続を公に利用可能なものとすることを確保する。
5 各締約国は、主要なサービス提供者が相互接続に関する協定又は接続約款を公に利用可能なものとすることを確保する。
6 各締約国は、5に規定する接続約款が、前条の原則に合致すること並びに主要なサービス提供者が他のサービス提供者と相互接続する際の料金及び条件に関する記述を含むことを確保する。
7 各締約国は、主要なサービス提供者との相互接続を請求しているサービス提供者が、相互接続の適当と認められる条件及び料金があらかじめ設定されていない場合にこれらに係る紛争を合理的な期間内に解決するために、次のいずれかの時期に、独立した国内機関（この附属書の第六条に規定する規制当局を含む。）に申し立てることができることを確保する。
(a) 随時
(b) 公に周知された合理的な期間の経過後